

# 長安、洛陽よりトゥルファンに

## 将来された唐代文書について

陳 國 燦  
(關 尾 史 郎 訳)

### はじめに

トゥルファンの古墓群から新たに出土した一、八〇〇点あまりの文書のうち、一、二二〇点あまりが唐代のものである。これら唐代の文書のうちの大多数は現地の西州で書写されたものだが、涼州、沙州、伊州、および北庭といった西州以外の地で書写され西州に将来されたものもある。また若干だが、唐の都城である西京長安と東都洛陽からもたらされたものも含まれている。本稿では、これら唐の都城から西州に将来された文書に対して分類を試み、考察を加えることにしたい。

一 唐の朝廷から西州に下された詔勅、符令、および告身

貞觀十四(六四〇)年、唐は高昌国を滅ぼしてその地に西州を設け、あわせて安西都護府をここに置いた。これより、唐の朝廷が出す詔勅や律令が西州にも行なわれるようになったのである。したがってトウルファンから出土した唐代の文書中にも、このような文書を見ることができるといえる。以下のものがそれである。

- (一) 唐貞觀二十二(六四八)年安西都護府承勅下交河縣符爲處分三衛犯私罪・納課・違番事(アスターナ二二一  
号墓出土)<sup>(1)</sup>
- (二) 唐永徽元(六五〇)年安西都護府承勅下交河縣符(同前墓出土)<sup>(2)</sup>
- (三) 唐麟德三(六六六)年東都中臺下西州都督府符(アスターナ五一八号墓出土)<sup>(3)</sup>
- (四) 唐乾封二(六六七)年郭毳醜勲告(アスターナ三三四六号墓出土)<sup>(4)</sup>
- (五) 唐儀鳳三(六七八)年中書門下支配諸州庸調及折造雜練色數處分事條啓(アスターナ二三〇、二二七号墓  
出土)<sup>(5)</sup>
- (六) 唐處分庸調及折估等事殘文書(アスターナ二一九号墓出土)<sup>(6)</sup>
- (七) 唐永淳元(六八二)年氾德達飛騎尉告身(アスターナ一〇〇〇号墓出土)<sup>(7)</sup>
- (八) 武周延載元(六九四)年氾德達輕車都尉告身(同前墓出土)<sup>(8)</sup>
- (九) 唐景龍三(七〇九)年南郊赦文(アスターナ三三四一号墓出土)<sup>(9)</sup>

(一〇) 唐開元二(七一四)年禁珠玉錦繡勅(アスターナ二三〇号墓出土)<sup>(10)</sup>

(一一) 唐天寶十(七五二)載張無佾游擊將軍告身(アスターナ五〇六号墓出土)<sup>(11)</sup>

右に列挙した一一点の文書中、(一)、(五)、(九)、および(一〇)などは、中央から全国各地に等しく発布された詔勅であり、また(二)と(三)も、おそらく同じ性格を有するものであろう。ただし詔勅を下達した符の部分しか残っておらず、内容が不明確なので、断定することはできない。これらの詔勅のうち、あるものは史書や典籍にも記載されている。例えば(九)については、『唐大詔令集』巻六八に「景龍三年南郊赦」として収録されており、(一〇)は同じく同巻一〇八に「禁珠玉錦繡勅」として収録されている。しかしそれに対して、(一)、(五)、および(六)などについては、文献中に記録がないので、これらの符に記された文言は格別に重要な価値を有していると言えよう。このうち(一)からは、貞觀年間に軍事関係の官員に対して厳しい取り締まりを行なった様子がかがわれ、太宗が吏治や政治の肅正に鋭意努力したことを証明している。また(五)と(六)には、全国の庸調の徴収、運送、分配、および使用などに関する政府の各種の具体的な規定が記されており、中央集権的な封建専制主義国家である唐王朝の、全国の経済生活に対する支配力を如実に示している。とりわけ言及しておくべきことは、アスターナ二三〇号墓から出土した儀鳳三年の符である。ここに見えている記事については、大谷文書中により豊かな内容が示されており、池田温先生と天津透先生の丹念な研究、ならびにその文書の接合によって、一層豊富な内容に接することができるようになった。<sup>(12)</sup>これにより史書の重大な欠を補い、加えて唐代の社会経済生活の営為に対する理解を深化させることも可能になったのである。

一 一点の文書のうち、右に述べた七点以外のものは朝廷から特定の個人に対して、その官位や勲位の任命移動を告知し、かつ証明するために交付された告身である。(四)、(七)、(八)、および(一)などがこれに該当する。訳註(下)このうち前の三点は、勲官を授与した告身(勲告)であり、最後の一点は実官の告身(官告)である。この張無佃の告身の主要部分を上げておく。

告遊撃將軍・守左武衛同谷郡

夏集府折衝都尉・貝外置同正

貝・上柱國・賜紫金魚袋、仍本

道駝使。張無佃奉被

旨如右、符到奉行。<sup>(13)</sup>

この「仍本道駝使」とは、張無佃の本来の官職、すなわち「行官・昭武校尉・行左領軍衛燉煌郡龍勒府右果毅都尉」のことである。張無佃は加官されて同谷郡夏集府の折衝都尉・遊撃將軍になったにもかかわらず、本来の官位には変動がなかったためであり、この種の官告も結局は勲告と同様であって、品秩の面においてのみ変動がありえたのである。かつて大谷探検隊によって将来された告身に張懷寂の告身がある。<sup>(14)</sup>これはおそらくアスターナ五〇一号墓から出土したものと思われるが、これも彼が朝散大夫から中散大夫に、また行疊州長史から行茂州司馬に転じたとあるにもかかわらず、張無佃のそれ同様、名目的には遷官だが実際には現任に留まるような告身である。

大庭脩先生の唐代の告身に関する精緻を極めた研究には、多くの伝世を含む告身が列挙されているが、そのなかに唐の開元四（七一六）年の李慈藝の勲告がある。これは「尚書司勳告身之印」が捺されており、告身の原文書である。<sup>(15)</sup>墓中から出土したのかいなかは不明だが、現在までトウルファン<sup>(15)</sup>の墓中から出土した告身は、大多数が抄本であり、原文書は告身を授与された当事者の家族が、榮譽として珍重したため、ごく稀にしか見ることができない。

## 二 都城から西州にもたらされた民間文書

行論の都合上、以下にこの種の文書を一括して上げておきたい。

(一) 唐貞観二十（六四六）年趙義深自洛州致西州阿婆家書<sup>(16)</sup>

### A 唐趙義深家書面

1 洛州趙義深書達

2 西州付歡相張隆訓

64 TAM 24 : 27 (a)

長安、洛陽よりトウルファンに将来された唐代文書について

陳國燦

第七十二卷 一三九

B 唐貞觀二十(六四六)年趙義深自洛州致西州阿婆家書

1 言疏、遠離累載、思慕無寧、奉

2 不審 阿婆·南平阿祝·母·大兄等、尊體起居

3 常、即日居等蒙恩且度朝夕、在此親眷皆悉

4 知大兄得勳官雲騎尉、居子等懽悅不可言、後復重蒙

5 月廿書、上道趕連改嫁、屬張隆訓為妻、居子義深具悉知也、

6 公道、共義深遣許來、無因信人時、義深不用信、阿婆努力自用、

7 居子等巢寄他土、晝夜思鄉、粗得偷存、實無理賴、雖然比處經紀

8 微薄、亦得衣食、阿婆·大兄不須愁慮。奉拜未期、唯增涕結、伏願珍

9 重、不具、居子義深再拜、從六月廿日已後、家中大小·內外親眷悉平安否。

10 居子義深二人千万再拜阿婆·兩箇阿舅·兩箇阿姨盡得康和以否。從

11 六月三日已來、勝妃何因不共居、義深遣一帛書來、大真限在

〔中缺〕

12 口云道共兩箇兒誦經念佛。義深承知阿婆語也。

- 13 [ ] 問許弟張隆訓・妹麩連盡得平安已否。兩箇兄語弟  
14 [ ] 深等作兄弟時、努力慈孝、看阿婆・阿兄、莫辞辛苦。脱為相  
15 [ ] 力 天能報人。阿黑在何處。書上示道息来。  
貞觀廿年十二月十日義深 [ ] [ ]

63 TAM 24 : 27 (b)

(二) 唐代李賀子上阿郎阿婆書<sup>(17)</sup>

一の(一)

〔前缺〕

- 1 [ ] 子舉仁兩個家裏平安好在。賀子 [ ]  
2 [ ] 个、一个四歲、一个二歲、到六月復坐、不知兒女。廿  
3 年七月内、用七千五百文買胡婢一人、次廿一年正  
4 月内、用錢九千 [ ]  
5 宅在。手里更無物作信、共阿郎・阿婆作信、  
6 賀子大慚愧在。次舉仁有一个女一歲。舉仁  
7 [ ] 生活、日々不離作、取能養活身、更無長

長安、洛陽よりトゥルフアンに將來された唐代文書について

陳國燦

8 [ ] 換共合坐、舉仁不肯。阿郎・阿婆・阿兄莫恨。賀子

[後缺]

64 TAM5: 40

四の(三)

[前缺]

1 更家口來時、好送香女放來。香女[ ]

2 [ ] 意將來莫怖 [ ] 人能故名、寧為來時放

3 之。勒來兄弟病日、時為用看二人病、知阿買一

4 [ ] 是 [近] 知阿兄還得自桃、知阿

5 [ ] 知容子、得四畝分田。

6 次問訊郭延明兒黑 [石] [平] 安在不、[次] 問訊 [氈] [歡]

7 伯合家大小、郭懷悅身平安好在。洛州。

8 正月十日書

64 TAM5: 80



(三) 唐貞觀二十二年(六四八)年洛州河南縣桓德琮典舍契<sup>18)</sup>

1 貞觀廿二年八月十六日、河南縣張□□

2 索法惠等二人、向縣訴桓德琮□宅價

3 錢、三月未得。今奉明府付坊正追向縣。

4 坊正・坊民令遣兩人和同、別立私契。

5 其利錢、限至八月卅日付了。其贖宅價

6 錢、限至九月卅日還了。如其違限不還、任

7 元隆宅、與賣宅取錢還足、餘乘任

8 還桓琮。兩共和可、畫指為驗。

9 負錢人 桓德琮 琮

10 男大義 一義

11 同坊人 成敬嗣

12 一一嗣

13 坊正李 差 經

長安、洛陽よりトウルファンに将来された唐代文書について 陳國燦

72 TAM 204 : 18

第七十二卷 二四三

これらの文書について、最初に明確にしておかなければならないのは、文書が書写された場所である。(二)のA面の記載は、この手紙が洛州の趙義深によつて書写され、西州に送られて張隆訓に渡された家書(家信)であることを示している。「歡相」はもと人名と解釈されてきたが、これは疑わしい。むしろ「とても親愛なる友人」、あるいは親しい友人と解釈すると、よく意味が通じる。手紙の内容の二三行目と五行目のくだりから、張隆訓は趙義深と居子の妹である麴連の夫であることがわかるのであり、とすればまさに「歡相」と言うにふさわしい。また注目すべきことは、A面の二行にわたる文言がいずれも直接にはつながらないということである。これは手紙の本文を書き上げた後、白紙の面を外に向けて、二回方形に折り畳んでから再度上に文字を書いたからである(いずれもA面)。その形状を図示すると、左のようになる。

したがつてこの文書は単に唐代の民間の家書の様式を窺い知ることができるばかりか、家書の上書についても実例を提供してくれているのである。つまり唐代では、家書は特別の封筒を用いず、手紙は洛州から遠く西州まで数千里をこのようにして運ばれたのである。この手紙が洛州からもたらされたという点については、疑いのないところである。

(二)の李賀子の家書については、いずれも欠損がはなはだしいが、第四件の家書の末尾に「在洛州、正月十日書」とあるので、書写された場所は先の(一)と同じであり、書写した人物はそれぞれ異なるものの、いずれも洛州である。

(三)の典舎契については、文中の記述からこれが河南県の某坊で書写されたことが明らかなので、やはり中州

からもたらされたものということになる。

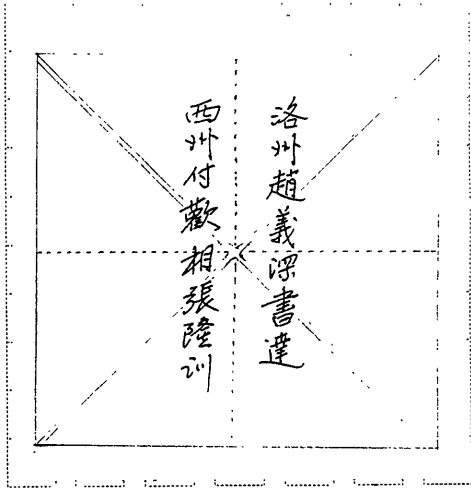
洛州と河南県は地理的に一致するのだろうか。『舊唐書』卷二八地理志の（河南道）河南府条に、

武德四年、討平王世充、置洛州總管府、領洛・鄭・熊……（等）九州。洛州領河南・洛陽・偃師……等九縣。  
其年十一月、罷總管府、置陝東道大行臺。九年、罷行臺、置洛州都督府、領洛・懷・鄭・汝等四州。……（貞

長安、洛陽よりトゥルフアンに将来された唐代文書について

陳國燦

第七十二卷 二四五



觀 八年、移治所於河南縣之宣範坊。十八年、廢都督府。……顯慶二年、置東都、官員準雍州。……光宅元年、改東都爲神都。……神龍元年、改神都復爲東都。

とある。これによれば、河南県は洛州の州治の所在地であり、また顯慶年間以後は東都の所在地でもあった。したがって、前述の一連の文書はいずれも同一の場所からもたらされたことになる。

趙義深の母、兄、弟妹、舅、そして姨たちはいずれも西州にあった。彼はその手紙のなかで、義深自身や居子らが、「他土に巢寄するも、曉夜郷を思う。粗かに儉存するを得るも、実に理頼する無し。此処に經紀微薄なりと雖も、亦た衣食を得たり」と述べている。これは、洛州が彼らにとって寄寓する「他土」であったこと、そして彼らは日夜その故郷である西州に思いを馳せていたことを示している。すなわち彼らは西州から洛州に移住した者たちだったのである。三行目の「居子等、恩を蒙りて且やくに朝夕を度る」という文言によると、彼らは皇帝の命によって洛州に移された西州人だったのであろう。また三行目には「此に在る親眷、皆悉く(平安なり)」とあって、このように西州から洛州に移された者が趙氏だけにとどまらなかったことがわかる。李賀子の家書の第二件にも、「洛州の兄弟二人、盡く平安なり」とあって、洛州に移された人のなかには李氏の兄弟も含まれていたことが知られる。(二)の典舎契中には、「河南縣の張□□、索法惠等二人」とあるものの、「河南縣人」とは記されていない。これはすなわち未だ河南県の戸籍に付されていないからであり、彼らは河南県に居住していながらも、恐らく河南県人ではなかったのであろう。この典舎契が完整のまま西州にもたらされて墓に副葬されたものであることからすれば、張元陸と索法惠も元來は高昌の出身で、洛州に移された人たちだった

と言えよう。

これら洛州に移された人たちの、洛州での生活状態はいずれも極端に劣悪というわけではなかった。趙義深の場合は、貧困生活も経験したようだが、「亦た、衣食を得」るようになっていた。李賀子も、「(貞觀)廿年七月の内、七千五百文を用いて胡婢一人を買」い、翌二十一年の正月にはまた九千文を出して婢を一人購入したもようである。張元陸と索法惠も家屋を入手するだけの金銭をもっていた。すなわちこれら洛州に移された者たちはそこで比較的裕福でかつ自由な生活を送っていたと言いうことができよう。

ところで(一)が書写されたのは貞觀二十(六四六)年、(三)は貞觀二十二(六四八)年であり、(二)は四件とも紀年を欠いているが、そこに見えている「廿年」や「廿一年」というのは貞觀年間のことと考えられる。この貞觀年間に、西州の出身者が洛州に移住させられたのには、歴史的な背景があるのである。すなわち『文館詞林』卷六六四に収録されている唐太宗の「貞觀年中慰撫高昌文武詔」には、

尔等與中國隔絶以來、多歴年所、今逢清定、理願盡心。其偽王以下及官人・頭首等、朕並欲親與相見、已命行軍發遣。人諒宜相示、語皆令知委、勤事生業、勿懷憂懼也。秋序漸冷、想比無恙、家門大小、當並平安。

とある。この詔令の文言は婉曲ながら、太宗が自ら高昌国の王(偽王)や官人・頭首らを謁見する意志あるところを述べているが、実際には高昌王やその属官たちを都城に移さんとしたことを意味している。これはひとつには、高昌国の統治集団の勢力を分散させるためであり、いまひとつには、高昌国の偽王やその官人・頭首たちに、唐の中原文化の洗礼を受けさせるためである。「已に行軍に命じて發遣せしむ」という文言は、この措置が強制

を伴ったものであることを示している。そしてまた「永徽二年十一月丁丑、高昌の故地を以て安西都護府を置き、尚舍奉御・天山縣公麴智湛を以て左驍衛大將軍・兼安西都護・西州刺史と爲し、往きて焉に鎮撫せしむ<sup>19)</sup>」という記録からすれば、高昌王族の麴智湛は間違ひなく内地に移され、貞觀年間には一貫して内地における生活を余儀なくされ、ようやく永徽年間になって「往きて焉に鎮撫」することになったのである。ここに上げた文書に見られる趙、李、張、および索などの各氏は、等しく高昌国の名門・著姓であつて、高昌国の貴族の子弟であり、かつ相互に婚姻關係を結んでいた。したがつて彼らは、太宗の詔令にある「僞王以下及び官人・頭首等」に相当するものと思われる。かつてスタインがアスターナで収集した唐永隆二（六八二）年正月廿一日に埋葬された「故旅帥張相歡墓志」はこれを証明している。志文には以下のようにある。

君諱 字相歡、西州高昌縣人也。曾・祖俱僞明威將

軍、今亡者、權任僞王帳右、城賓之際、投化歸朝。

爲 上赤誠、蒙補懷音隊正、旋歸本邑、舊位轉復。

(下略)<sup>20)</sup>

懷音隊正とは、懷音府の隊正のことである。これは『新唐書』卷三八地理志河南府条によると、洛州の三九に上る軍府のうちのひとつであり、やはり洛州にあつた。張相歡の曾祖父も祖父も高昌国の將軍であり、彼自身も貞觀十四（六四〇）年以前は高昌王の「帳右」であつた。唐が高昌国を滅ぼすと、彼は「化に投じ、朝に歸し」てその後直ちに洛州に移り、懷音府内の隊正の任務を与えられた。彼も正しく貴族の子弟であり、先の文書にあ

る趙義深兄弟や李賀子兄弟および張元陸・索法惠らの経歴や洛州における待遇に基本的な点では一致するものと思われる。

恐らく前述の永徽二（六五二）年十一月丁丑詔が發布されると、洛州の河南県に移住させられていたかつての高昌国の王族以下、その官人・頭首たちは久しからずして再び彼らの本邑である西州に戻ったものと思われる。永徽以後に属するトウルファン文書のなかには、もはや唐の都城からもたらされた家書の類を見出すことはできないからである。

高昌国の滅亡後、その王をはじめとするこの国の貴族たちがどこに移住させられたのか、今日までずっと明らかにすることはできなかった。ましてや、彼らの内地における動向や生活などは、史書に記録を欠いているので、全く知ることはできなかったのであるが、これら洛州から西州にもたらされた文書のおかげで、歴史の謎がひとつ解明されることになったわけである。

### 三 特殊な経路によって西州に伝えられた朝廷の文案、ならびにその他の文書

ここに上げる文書は、内容的には唐の官文書に属するもので、とりわけはじめの三点は官府内の事務処理に関するものである。一点づつ見ていこう。

- (一) 唐咸亨三至五（六七二―六七四）年文官俸案文書<sup>(21)</sup>

(一)

〔前缺〕

1 官俸案

2 右頭起咸亨三年七月八日兵部牒崔獻尾盡咸四年二月五日 日

3 王義誠

〔後缺〕

73 TAM 206 : 42/3-2

(二)

〔前缺〕

1 四日長上朱伏護

2 文官俸案

3 起咸亨四年十二月十五日吏部関康國安尾盡咸 五

〔後缺〕

73 TAM 206 : 42/3-1

この文書の性格は「文官俸案」であり、俸とは、俸料、俸禄のことである。文書中に見えている「吏部関」や「兵部牒」は、これが中央の官府で作成された文案であることを示している。しかしこれらの部門の文案ではな



い。『舊唐書』卷四三職官志の刑部尚書比部郎中の条に、

郎中、員外郎之職、掌勾諸司百僚俸料・公廩・贓贖・調斂・徒役・課程・逋懸數物、周知内外之經費、而總勾之。凡内外官料俸、以品第高下爲差。

とある。この「諸司百僚俸料」には、当然吏部や兵部の文官の俸料も含まれる。内外の官員の俸料の標準や変動に関する権限はこの比部にあるので、文官の俸案もおのずと比部に集められることになる。これからすると、比部では年ごと月ごとの俸案を整理し、巻にまとめて案巻の編目を作成したのではないだろうか。そして巻ごとについてからいつまでの俸案であるか明記したのであろう。そのために「頭起」とか「尾盡」とか称したのであって、例えば第一件では、冒頭のもは咸亨三年七月八日に兵部から伝えられた牒文で、崔獻が受けたものであり、末尾のもは咸亨四年二月五日に某官衙から伝えられたもので、王義誠が受けたものであって、これらを集めて一巻としたものが、第一件なのである。第二件もこれとは別の一巻の編目であり、その冒頭のもは咸亨四年十二月十五日に吏部から伝えられた関文で、受けたのは康國安、末尾のもは咸亨五年の某月某日に某官衙から伝えられたものである。この第二件の一行目に「四日、長上朱伏護」とあるのは、また別の案巻の編目について記してあった文言の残存部分で、その末尾が某年某月の四日に、朱伏護が受けたもので終っていたことを示している。またこの「長上」とは長期にわたって勤務に従事していたためにこう称されたもので、「番上」とは区別されるものである。

この種の文官俸案の編目は巻ごとの内容を容易に知ることができ、必要の巻を探すのに便利だったものと思わ

れるが、唐代の官府における文書処理の状況を伺うことのできる唯一の現存文書であって、きわめて貴重なものである。また同時に、唐代の官府における文案に対する管理制度とその水準をも反映している。それは比較的進んだ合理的なものだったので、これ以後も一貫して後代の王朝によって踏襲されたのである。

(二) 唐光宅元(六八四)年史李秀牒爲高宗山陵賜物請裁事<sup>23)</sup>

(前缺)

1 件西京官人<sup>24)</sup>

2 山陵者、始給賜物、前未判申、事恐疎

3 略、謹以牒舉、請裁、謹牒。

4 光宅元年十月廿日史李秀牒

主簿判丞願

6 主簿 坑 付

7 十月廿四日錄事 神都 受

73 TAM 206 : 42/2

「山陵」とは、古代にあつては皇帝の陵寢の専称であつて、西州においては出現しようもないものである。唐代の皇帝の陵墓はいずれも西京の長安に集中していた。文書に「西京の官人」とあるのは、このことと無関係ではない。このような文書は都城においてのみ作成されうる文書である。

「山陵者始給賜物」なる文言の前には欠文があり、山陵を守衛する者に対する賜物なのか、あるいは山陵を造営した者に対する賜物なのか、明らかではない。しかし文書の作成年代は、高宗李治が逝去して間もない光宅元（六八四）年十月廿四日とはっきりしている。高宗は永淳元年四月に、関中が飢饉に見舞われたため東都に行幸して以来、ずうっと洛陽に滞在し、同二年（六八三）十二月に、東都の「眞觀殿に崩じ」たのである。次年の文明元（六八四）年の「五月丙申、高宗の靈駕は西還し」た。当該の李秀の牒文はこの年の十月という、葬儀がようやく終了したばかりの時期に書写されたものである。したがってこれは「山陵を營建せし者」に対して「始めて賜物を給わ」ったことに関する牒文ということになろう。賜物は既に下賜されたのであろうが、しかし「前に未だ判申せざれば、事の疎略なるを恐る」とあるので、この牒文によって上級の機関に報告してその「裁を請う」たのであろう。「舊唐書」職官志によれば、唐代山陵を造営するのは山陵使の職掌であったが、山陵が完成すると使職を解かれた。その後において山陵を管理するのは、太常寺の職掌であった。「舊唐書」卷四四職官志の太常寺の条には、

（太常）卿一員、少卿二人。……丞二人、主簿一人、録事二人、府十二人、史二十三人。……丞掌判寺事。……主簿掌印、勾檢稽失、省署抄目。録事掌受事發辰。

とある。本文書には、史の李秀が起草した牒文に、二人の主簿が署名しており、このうち一人については「判丞」とある。「唐律疏議」卷二「名例律無官犯罪条に、

依令、内外官、敕令攝他司事者、皆爲檢校。若比司、即爲攝判。

長安、洛陽よりトゥルファンに将来された唐代文書について

陳國燦

第七十二卷 二五三

とあるように、<sup>(25)</sup>「攝判」とは兼任の意味である。主簿の某願はその官府の丞の職を兼ねていたので、文書にも「主簿判丞」と書かれることになった。この文書は最後に録事が十月廿四日に受理し、署名して発送した。すなわち「録事は、事を受けて發辰するを掌ど」<sup>(26)</sup>ったのである。ここでとくに注意すべきことは、「録事」の下に「神都、受く」とあることである。光宅元年九月に、則天武后は詔令によって「東都を改めて神都と爲し」たのであって、本文書が東都より出されたことを示しており、これは当時中央の事務機構が東都に移されていたことと関係があると思われる。「件の西京官人」という文言から判断するに、これは、高宗の山陵を造営した際に賜物を支給することの是非について、「西京官人」たちと意見を調整する必要がある、その問題を解決するために作成され、長安に送られたものである。高宗が逝去して、武后が東都を政治の指揮中枢とした事実を反映していると同時に、あわせてこのような問題にかこつけて、「西京官人」たちが、武后が政権を掌握したことに對する不満の気持ちを表出させたことを示唆している。また『舊唐書』卷四三職官志の尚書都省条に、

凡京師諸司、有符・移・關・牒下諸州者、必由於都省以遣之。

とある。したがって本文書は太常寺で起草されてから、都省に上され、西京に對して発布されたものであることがわかるが、久しからずして（三年を過ぎずして）廃棄されたものである。

(三) 唐事目歴<sup>(26)</sup>

〔前缺〕

1

弘文館高座褥等事

楊璞

2 七月廿二日受、廿五日判勘、八月二日判下少府監付、

3 七日付倉史王絢・倉史馬思、行文稽都省倉史

4 高達行束

5 事為報大陽津橋木 勅事

6 楊璞

7 七月廿二日受、

卅三日
判

卅四日
□

倉史
□

〔後缺〕

73 TAM 206 : 42/4

本文書中の事目で残存している部分は二項だけである。前者は弘文館の高座褥等事で、表題の後に受理後の処理に関する全過程が朱書で列記されている。楊璞は事目を登録する吏であろうが、表題と同じく墨書である。朱書の部分は、事務処理が終了し、当該の文書の機能が完了したことを示している。したがってこの部分は当該の文書が少府監から都省に回された際に記録されたものであり、この案件の処理が「行束」したことが明記されている。

趙翼の『陔餘叢考』卷三一高坐緣起に、

古人席地而坐、其憑則有几。……應劭風俗通、趙武靈王好胡服、作胡牀、此爲後世高坐之始。……交椅即胡

長安、洛陽よりトゥルファンに将来された唐代文書について

陳國燦

第七十二卷 二五五

牀也。

とある。「高座褥」は椅子の上に敷く敷物だったのである。

弘文館は神龍元（七〇五）年に、中宗がその兄、故太子李弘の諱を避け、「昭文館」と改名したが、開元七（七一九）年に旧名に復された。また少府監も、「龍朔二（六六二）年、改めて内府監と爲」ったが、「咸亨元（六七〇）年（十二月）、旧に復し」、さらに「光宅元年（六八四）、改めて尚方監と爲」って、再度、「神龍元年、旧に復し」たのである。この改名の過程から判断するに、本文書の作成年代については、二つの可能性がある。一つは龍朔二年以前、もう一つは咸亨元年以後、光宅元年以前である。しかし他の文書の紀年などから推測して、この事目歴が咸亨・光宅年間に作成されたことは疑いない。

さて後者の事目は、大陽津の橋木のことを報じたもので、文書を受理して判勘した過程については、欠損している。その記載様式は、前者の一行目から四行目までと完全に一致している。津とは、水上の渡し場である。

『新唐書』卷二八地理志の（陝州陝郡）陝縣条に、

有大陽故關、即茅津、一曰陝津、貞觀十一年、造浮梁。

とあり、また『通典』卷一七七州郡典の（陝州）陝縣条には、

今郡西四十五里有曹陽澗、……澗北大陽橋、貞觀中、丘行恭造。

とある。『新唐書』の「浮梁」と『通典』の「大陽橋」、そして事目文書の「大陽津橋」はいずれも同一の橋のことである。『唐六典』卷七尚書工部の水部郎中条には「巨梁十有一、皆國工修之」とあるが、この十一の大規模

な橋はそれぞれ種類が異なっており、石柱の梁、木柱の梁、そして舟で造られた梁など様々であった。『唐六典』の同条には、

凡天下造舟之梁四、河三洛一、河則蒲津・大陽・盟津、一名河陽、洛則孝義也。

とある。つまり元来大陽は舟で造られた梁、浮橋であった。これは舟を橋脚とし、この舟を連ねて橋とするもので、津が橋ともなったものである。したがって津橋とも称され、また浮梁とも呼ばれるのである。舟によって橋脚を作るので、そのために大量の木材と、それを結ぶ竹を必要とする。そこで担当の官府は絶えず文書を出してこれらの物資を集めなければならなかった。唐の『水部式』には、

大陽・蒲津橋竹索、每三年一度、令司竹監給竹、役津家水手造充。……諸浮橋脚船、皆預備半副。自餘調度、預備一副、隨闕代換。河陽橋船、於潭・洪二州、役丁匠造送。大陽・蒲津橋船、於嵐・石・隰・勝・慈等州、折丁採木浮送。橋所役匠造供。若橋所見匠不充、亦申所司量配。<sup>(28)</sup>

とあって、事目文書に見えている「大陽津橋木」が、黄河中流域の諸州から水流に浮かばせて運ばれてきたものであることがわかる。また『新唐書』巻四八職官志の都水監諸津条には、

京兆・河南諸津、隸都水監。

とある。大陽津橋は河南府にあり、都水監に直属しており、『水部式』に言う「都水監の三津」のうちのひとつだった。大陽津では橋の木材を必要としていたので、都水監から都省に文書が送達され、都省で判が下されその他の部門に送られ処理されたのである。

長安、洛陽よりトゥルファンに将来された唐代文書について

陳國燦

第七十二卷 二五七

また事目に見えている「勅事」の「勅」は「詔敕」の「敕」ではなく、正しくは唐代の公文書の形式の一つである「刺」とすべきであろう。『舊唐書』卷四三職官志の尚書都省条に、

諸司自相質問、其義有三、關・刺・移。關、謂關通其事、刺、謂刺舉之、移、謂移其事於他司。

とある。この「刺舉」とは、諸官司がその関連ある部署に対して行なう報告である。日本の『令集解』卷三二公式令解式条の釈にも、

檢唐令、尚書省内諸司上都省、爲刺也。

とあるので、<sup>(29)</sup>唐ではこれについて令に規定のあったことがわかる。すなわち尚書省に所属する官司が都省に上げられたものであろう。あるいは都水監より都省に出されたという可能性もあるが、いずれにせよこの案件については、その後また都省から將作監に牒が送られ、そこで処理された。將作監は木材を調達する責任を有していたからである。

本節で取り上げるべき第四の文書は、三三件からなる質庫帳である。これについては既に龍朔二(六六二)年以後、永昌元年(六八九)年以前の長安城新昌坊にある某質庫の廃棄された帳歴であることが明らかにされている。詳細についてはかつて専論で述べたので、<sup>(30)</sup>ここでは省略したい。

最後の第五の文書は、一群の課錢歴である。この文書は様式が特殊であって、帳歴中に見える人名の特徴や錢・絹の数量などから推測するに、地元の小州ではなく、前述の諸文書と同じく、長安からもたらされたものと



考えられる。これが具体的にどのような課錢歴であったのかという点に至っては、なお判断はむづかしい。<sup>(4)</sup>

以上見てきた特殊な経路によって西州にもたらされた都城の文書は、官文書のみならずその他の帳歴にしても、いずれもアスターナ二〇六号墓から出土している。この墓は張雄とその夫人麴氏の合葬墓であり、張雄は高昌国時代の延壽十(六三三)年に亡くなり、麴氏は唐に入り、垂拱四(六八八)年に亡くなっている。彼らの二人の子ともはいずれも唐の品官を授けられていた。すなわち長子の張定和は前庭府の折衝都尉<sup>(31)</sup>で四品、次子の張懷寂は疊州長史・行軍司馬で五品だった。唐制では「四品の母・妻は郡君と爲り」、また「其の母の邑号は、皆太の字を加え、各々其の夫・子の品に視う」<sup>(32)</sup>ことが規定されていた。したがって麴氏の封号は「永安太郡君」となる。また唐制では、夫人が亡くなると、国家から副葬するための明器が贈られることになっていた。このアスターナ二〇六号墓から出土した二対の舞樂俑は、賜物として下賜されるために、長安の官府の作坊から搬出された、絹や紙で作られた明器なのである。<sup>(5)</sup>この舞樂俑の体内や手臂にはいずれも廃棄された官文書や帳歴が用いられていた。このような事情によって墓内に収納されたため、今日眼にすることができたことになったのである。これらは、唐代の官文書や唐前期の長安の経済生活の研究に、まことに貴重な資料を提供してくれるのである。

### 原註

- (1) 『吐魯番出土文書』第七冊、三〇七頁。
- (2) 同前、一九〇二頁。
- (3) 同前、三二六頁。
- (4) 『吐魯番出土文書』第六冊、五〇四―五〇七頁。
- (5) 『吐魯番出土文書』第八冊、一三六―一四三頁、同第九冊、一三三―一三四頁。アスターナ二七号墓からは、このうち二断片が出ているが、これらは、儀鳳

長安、洛陽よりトゥルファンに将来された唐代文書について

陳國燦

第七十二卷 二五九

- 三年文書と接合されることから明らかのように、本来二二三〇号墓にあつたもので、その後二二七号墓に混入したと考えられる。なお拙稿「略論日本大谷文書与吐魯番新出墓葬文書之関聯」(中国敦煌吐魯番学会編『敦煌吐魯番学研究論文集』上海 漢語大詞典出版社、一九九〇年)、二六八―二八七頁、参照。
- (6) 『吐魯番出土文書』第七冊、九九―一〇二頁。  
(7) 同前、二二一―二二三頁。  
(8) 同前、二二四―二二七頁。  
(9) 『吐魯番出土文書』第八冊、一一八―一二四頁。  
(10) 同前、一七二頁。  
(11) 『吐魯番出土文書』第十冊(未刊)。新疆維吾爾自治区博物館編『新疆出土文物』(北京 文物出版社、一九七五年)、六六頁図版一〇〇、新疆ウイグル自治区博物館編『新疆ウイグル自治区博物館』(講談社・中国博物館第二期、一九八七年)、図版九七、呉震氏による二〇三頁の解説、参照。
- (12) 一九八五年の中国敦煌吐魯番学会第二次學術大会における、池田温教授の「吐魯番出土唐儀鳳年間度支金部旨条―大谷文書簡介―」と題する発表で、大谷文書中のこの部分の符が接合されていた。その後、大津透氏がこの作業をさらに進めて、一九八七年、『東洋史苑』第二八号に榎本淳一氏とともに、「大谷探險隊吐魯番将来アンペラ文書群の復原―儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符―」を発表され、この文書と、ここで論じた第五件の文書を一体のものとした。
- (13) 注(11)、参照。  
(14) 大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(西域文化研究会編『西域文化研究』第三・敦煌吐魯番社会経済資料下、法藏館、一九六〇年)。  
(15) この文書の図版は、大庭脩氏の前掲論文に付されている(図版三六)。  
(16) アスターナ二四号墓出土、『吐魯番出土文書』第五冊、九―一一頁。  
(17) アスターナ五号墓出土、『吐魯番出土文書』第六冊、三九〇―三九九頁。李賀子の四点の家書は全て残欠なので、ここには第一件と第四件を掲げておいた。  
(18) アスターナ二〇四号墓出土、『吐魯番出土文書』第四冊、二六九頁。  
(19) 『冊府元龜』卷九九一外臣部備禦四。ただし「西州」を「府州」に作っているのは、明らかに誤りであり、訂正した。『舊唐書』卷八四郭孝恪伝には、貞觀一六(六四二)年に彼が「行安西都護・西州刺史」に任命されたことが見えているので、麴智湛の官職もこれと同

じだったものと思われる。

- (20) Stein, *Innermost Asia*, III, p.985, 「故旅帥張上柱國墓志」(Ast 010)。
- (21) アスターナ二〇六号墓出土、『吐魯番出土文書』第五冊、二六四～二六五頁。
- (22) アスターナ二〇六号墓出土、『吐魯番出土文書』第五冊、二六六頁。
- (23) 『舊唐書』卷五高宗本紀永淳二年十一月己酉条。
- (24) 『資治通鑑』卷二〇三光宅元年五月条。
- (25) 仁井田陞『唐令拾遺』、五九四頁(公式令第三六条)、参照。
- (26) アスターナ二〇六号墓出土、『吐魯番出土文書』第五冊、二六七頁。
- (27) 『通典』卷二七職官典少府監条。
- (28) B.L.S. 2507 録文は、*Tun-huang and Turfan Document concerning Social and Economic History I Lagel Texts (A) Introduction & Texts*, The Toyo Bunko, 1980, pp.40-44.
- (29) 仁井田陞『唐令拾遺』、五五二頁(公式令第六条)、参照。
- (30) 拙稿「從吐魯番出土的「質庫帳」看唐代的質庫制度」(唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢 武漢

長安、洛陽よりトゥルフアンに將來された唐代文書について

陳國燦

第七十一卷 二六一

大学出版社、一九八三年)、三一六～三四三頁。

- (31) 「唐故僞高昌左衛大將軍張君夫人永安太君魏氏墓志銘」(新博編、前掲『新疆出土文物』、七一頁図版一〇)による。
- (32) 『舊唐書』卷四三職官志吏部尚書司封郎中の条。

### 訳註

(1) これら四点の告身については、中村裕一氏の研究がある。同氏「トルファン出土唐永淳元年汜德達告身と令書式について—唐公式令研究(一)—」(『大手前女子大学論集』第八号、一九七四年)、「敦煌・吐魯番出土唐代告身四種と制書について—唐公式令研究(三)—」(『大手前女子大学論集』第一〇号、一九七六年)、および「唐乾封二年詔授告身二種—唐公式令研究(二七)—」(『武庫川女子大学史学研究室報告』第五号、一九八六年)。

(2) 唐代の官府における文書の作成から処理に至る過程については、内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」(西域文化研究会編、前掲『西域文化研究』第三〇号)、「中國法制史考證」有斐閣、一九六三年、所収)に詳細な考察がある。なお近年の成果としては、吉川真司「奈良時代の宣」(『史林』第七一卷第四号、一九八八年)、山下有美「計会制度と律令文書行政」(『日本史研究』第三三七号、

一九九〇年) などがある。

(3) 当該の文書は、『吐魯番出土文書』第五冊に「唐質庫帳歴(?)」(73TAM206:42/10, 42/12 録文は同書 三二四―三四〇頁)として収録されている。著者は前掲「從吐魯番出土的「質庫帳」看唐代的質庫制度」において、三三件が等しく冒頭に物品の名称と点数を記し、次いで人名・日付・銭額、そして「贖付」の日付、所在地・年齢などの諸事項を列挙する様式を有していることに着目し、これが質庫の「質典帳」であることを推定している。すなわち物品を抵当にして銭を借り、一定の期間内に元利(利率は月五分)を支払って物品を引き出す質庫の帳簿ということである。文書の形態から、質庫では銭の貸出の希望者について、姓名・居住地(所在地)・年齢などとともに、抵当となる物品とその点数、貸出の日付と銭額を記入し、後日貸出者が元利を支払って物品を引き出した場合には、その日付を「贖付」とともに書き込んだものと考えられる。また百文以上貸出した場合は、とくに本人の画指をこの帳簿上に捺させた。

本稿でも述べられているように、本文書は同墓から出土した舞楽俑から析出されたものだが、この俑は高昌のものと多くの点で相違が認められ、高昌Ⅱ西州以外の地で作成されたことは疑いなく、本文書の内容からその地が長安で

あることが証明されるのである。とくに居住地の坊名の記載からは、質庫が長安城内の新昌坊内にあった可能性が指摘できるが、この坊の位置やその年齢・地位、さらには物品がどれも日用品であることなどから判断するに、貸出希望者は都市に居住する貧民層であったと考えられる。

以上は著者の「質典帳」に対する分析によって明らかにされたことだが、このほかにも著者は、從來唐代の「質錢帖子」と考えられてきた大谷三二〇二―三二〇五号、同三二〇九―三二一二号、および同三二一四―三二一六号文書は、清代、一八六一(祺祥元)年のものであることを明らかにしている。

(4) 「唐課錢帳歴」(73TAM206:42/9 録文は「吐魯番出土文書」第五冊、二七七―三二三頁)で、全四一件からなる。冒頭に日付を記した後に姓名を列挙し、それぞれの下に小字で銭額を記した部分と、銭額の総計と内訳を記した部分からなっている。

(5) この俑については、金維諾・李遇春「張雄夫婦墓俑与初唐傀儡戲」(『文物』一九七六年第二期)金維諾『中國美術史論集』北京 人民美術出版社、一九八一年、所収)、参照。

【附記】

本稿は、中国の武漢大学歴史系教授で敦煌研究院の兼任研究員でもある著者が、一九九〇年九月二日に東京大学東洋文化研究所で行なった講演「吐魯番所来自唐朝都城の文書」の原稿を訳出したものである（著者の略歴と主要業績については、『吐魯番出土文物研究会会報』第五〇号に掲載されているので、参照されたい）。

註については原註を訳出するとともに、著者とも相談しながら訳者の責任において簡単な訳註を付した。

また訳出にあたっては講演会を主催された東京大学東洋文化研究所の池田温先生をはじめ、厦門大学歴史系の韓昇先生ならびに荒川正晴氏からご教示を賜わった。（訳者）

（なお、本稿は著者の陳國燦氏が東洋文庫唐代史研究室において、一九九〇年、當文庫収蔵の敦煌・吐魯番出土文書（写真複製本）を研究された際の研究報告の一部でもある。）